

現行憲法と自民党「日本国憲法改正草案」対照表

現行憲法	自民党「日本国憲法改正草案」
第三章 国民の権利及び義務	第三章 国民の権利及び義務
第十一条 国民は、 <u>すべての基本的人権の享有を妨げられない</u> 。この憲法が国民に保障する基本的人権は、 <u>侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる</u> 。	<u>(基本的人権の享有)</u> 第十一条 国民は、 <u>全ての基本的人権を享有する</u> 。この憲法が国民に保障する基本的人権は、 <u>侵すことのできない永久の権利である</u> 。
第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持 <u>し</u> なければならない。 <u>又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ</u> 。	<u>(国民の責務)</u> 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に <u>公益及び公の秩序</u> に反してはならない。
第十三条 <u>すべて国民は、個人として尊重される</u> 。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 <u>公共の福祉</u> に反しない限り、立法その他の国政の上で、 <u>最大の尊重を必要とする</u> 。	<u>(人としての尊重等)</u> 第十三条 <u>全て国民は、人として尊重される</u> 。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 <u>公益及び公の秩序</u> に反しない限り、立法その他の国政の上で、 <u>最大限に尊重されなければならない</u> 。
第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 〔新設〕	<u>(表現の自由)</u> 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない</u> 。
② 検閲は、 <u>これをしてはならない</u> 。通信の秘	<u>3 検閲は、してはならない</u> 。通信の秘密は、

密は、<u>これを侵してはならない</u>。 第二十二條 何人も、<u>公共の福祉</u>に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を<u>侵されない</u>。 第二十五條 <u>すべて</u>国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ② 国は、<u>すべての生活部面について</u>、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 第二十九條 財産権は、<u>これを侵してはならない</u>。 ②財産権の内容は、<u>公共の福祉</u>に適合するやうに、法律でこれを定める。 ③ 私有財産は、正当な補償の下に、<u>これを公共のために用ひる</u>ことができる。 第九十七條 <u>この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</u>	侵してはならない。 <u>(居住、移転及び職業選択等の自由等)</u> 第二十二條 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2 <u>全て国民は</u>、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を<u>有する</u>。 <u>(生存権等)</u> 第二十五條 <u>全て</u>国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 2 国は、<u>国民生活のあらゆる側面において</u>、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 <u>(財産権)</u> 第二十九條 財産権は、<u>保障する</u>。 2 財産権の内容は、<u>公益及び公の秩序</u>に適合するやうに、法律で定める。<u>この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するやうに配慮しなければならない</u>。 3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために<u>用いる</u>ことができる。 〔削除〕
--	--